屋根雪に

例年、この時期は積雪量が最も多くなり、春に向けて暖かくなるため、落氷雪による事故が起こりやすくなります。自宅はもちろん、外出の際にも注意が必要です。 問合先 除排雪対策本部 ☎ 22-8400

落氷雪事故を防ぐ

屋根に積もった雪は、気温がマイナス3℃以上のときに落ちやすくなります。屋根の雪が落ち、歩行者や車に損害を与えた場合は、建物の所有者が責任を負うことになります。

また、道路に落ちた雪をそのまま放置しておくと、道路交通法違反となり、交通事故や交通障害の原因にもなるため大変危険です。 落氷雪事故を防ぐために、日ごろから雪の処理をしましょう。

落冰雪前は

- ▶ *雪止め、を設置している場合は、破損などがない か必ず点検・修繕する
- ▶高所からの落氷雪は少量でも危険なので、屋根に積 もる前に早めに処理する
- ▶気温が上がる予報が出たときは、前もって屋根などの雪や氷、つららを落とす。作業を行う際は十分注意し、専用の雪庇落としなどを使用する





落氷雪後は

- ▶落氷雪が起こったら、事故がないかすぐに確認し、 道路の通行に支障がないよう速やかに除雪する
- ▶交通事故や交通障害を防ぐため、屋根からの落氷雪 や敷地内の雪を道路に出さない

外出時にも注意

- ▶軒下では、絶対に子どもを遊ばせない
- ▶軒下を通るときは、屋根からの落氷雪に注意する
- ▶車を停める際は、軒下を避ける

雪下ろし事故を防ぐ

屋根からの落雪事故が続発しています。屋根の雪下ろしをする際は、2人以上で行うなど十分な安全対策を行ってください。

屋根の雪下ろし作業中の事故を防ぐため、安全装備の貸し出しを行っていますのでご利用ください。

貸出道具

安全帯、命綱、ヘルメット 貸出日数 3日以内 申込・問合先

防災対策室、北村・栗沢両支所





空き家の事故を防ぐ

空き家は、自宅と比べて雪の処理がおろそかになり がちです。

空き家の所有者は、落雪による事故や、道路に雪が 落ちることのないよう、定期的に空き家の様子を確認 し、雪下ろしをするなど適切な管理をお願いします。

雪が落ちた場合は放置せず、速やかに雪の処理を業 者に依頼してください。

問合先 市民連携室市民連携係

